

「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」(平成 26 年 1 月 24 日 総税都第 2 号)の通知により、次のとおり令和元年度の引上げ分に係る地方消費税 (増税分 社会保障財源)の使途を公表します。

(単位:千円)

地方消費税交付金総額	<u>807,361</u>
うち現行分(一般財源)	470,865
うち増税分(社会保障財源)	336,496

○引上げ分使途 社会保障施策経費

(単位:千円)

<b>【社会福祉】</b>	<u>183,418</u>
社会福祉事業	12,388
障害者福祉事業	21,221
高齢者福祉事業	51,068
児童福祉事業	89,892
生活保護事業	8,849

<b>【社会保険】</b>	<u>90,450</u>
国民健康保険事業	26,913
介護保険事業	63,537

<b>【保健衛生】</b>	<u>62,628</u>
後期高齢者医療事業	13,475
保健衛生事業	40,504
予防事業	7,216
健康増進事業	1,433

合計 336,496千円

社会保障施策に要する経費 18,545,745千円